

## 消費者行政推進会議第2回ワーキング・グループ 議事要旨

1. 日 時：平成20年3月18日（火）9：30～13:33（11：40～12：30 休憩）

2. 場 所：内閣府庁舎5階特別会議室

3. 出席者：

○ 委員

川戸委員、阪田委員、佐野委員、島田委員、中山委員、林委員、原委員、松本委員  
（以上、8名）

○ 説明者

公正取引委員会、警察庁、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

4. 議事次第

・各省庁からのヒアリング

5. 議事の経過

（1）公正取引委員会より、公正取引委員会による消費者取引の適正化に向けた取組について、[資料1](#)に沿って説明。委員の主な質問、コメントは以下のとおり。

- 公正取引委員会の地方での機能はどのようになっているのか。ブロック単位では消費者にはわかりにくいのではないかな。
- 公正取引委員会が、取引に関する消費者行政で一定の役割を担っていくとは具体的にどのようなイメージであるのか。消費者行政の一元化とは、取引だけではなく安全も含めて考えるべきものではないかな。
- 今回の独禁法の改正で、課徴金の率が当初案の12%から10%になったように、公正取引委員会には、外からの圧力に弱いというイメージがあるのではないかな。

(2) 警察庁より、警察における消費者被害拡大防止対策と新しい消費者行政組織に期待することについて、[資料2](#)に沿って説明。委員からの主な質問、コメントは以下のとおり。

- 警察は、新たな消費者行政組織や監督官庁、地方関係機関等と連携を密にしていくなことであるが、データベースの情報共有についても連携を図るべきではないか。
- 犯罪収益の発見・追求に関して、刑事手続によらずに、より簡便な手続で行えることになれば、被害者の救済につながるのではないか。
- 悪徳業者は摘発された後も「看板」や「品物」等を換えてまた商売を行う場合がある、このような犯罪前歴の情報を PIO-NET に入力する等、消費者窓口にも提供するようなことはできないのか。

(3) 法務省より、消費者問題への日本司法支援センター（法テラス）の取組について、[資料3](#)に沿って説明。委員の主な質問、コメントは以下のとおり。

- 必要な事案については、消費者窓口から法テラスにうまく取り次ぐような連携が取れないか。
- 消費者問題を扱うとした場合に、新しい消費者窓口と法テラスとの競合の問題は生じないと考えてよいのか。また、これまでの法テラスでの経験から窓口が工夫すべき点があれば教えていただきたい。

(4) 厚生労働省より、食品安全行政における厚生労働省の役割等について、[資料4](#)に沿って説明。委員の主な質問、コメントは以下のとおり。

- 食品衛生関係も消費者保護行政の中では重要であるが、厚生労働省の所管行政の中には、医療サービス、介護サービス、子育て支援サービス等の重要なものを含んでいる。これらの分野についても、いずれかのタイミングで総合的な説明を聞きたい。

- 厚生労働省でも一定の業界の管理等を行っているが、何か問題があった時に消費者の視点を貫徹できるかが重要であり、消費者の利益を徹底して守るための新組織が必要。
- 厚生労働省の所掌の中で消費者に関連する範囲は非常に広いが、その中で、消費者行政がどのように位置づけられているかが見えにくいのではないかと。
- 食品の安全を守る上で大事なものは被害の拡大の防止であると考えられるが、何か被害が生じた場合に、原因を特定し、処分をするという現在の行政法規の体系では、すぐに原因が特定できない場合に同様の食品が流通し、被害が拡大してしまうリスクがあるのではないかと。
- 食品のリスク管理は厚生労働省と農林水産省で分担しているが、消費者の目から見るとその分担がうまく機能していないのではないかと。
- 食品衛生法は、その目的規定で「衛生上の危害」の発生の防止を目的としているため、こんにやくゼリーの事案のように、物理的な形状が安全性を阻害しているケースについては適用されない。このように、省庁の縦割り行政の狭間に落ちているケースがあるのではないかと。

(5) 農林水産省より、農林水産省における消費者行政について、資料5に沿って説明。委員の主な質問、コメントは以下のとおり。

- 食品安全行政について、その事務を担っている地方農政局、農政事務所の権限が地方に移譲された場合、何らかの弊害があるか。
- 食品表示について、消費者から見れば、法目的の違いはあっても、表示という点では同じであり、食品衛生法、JAS法等の関係の法・制度を一本化することはできないのか。

(6) 経済産業省より、消費者行政に関する経済産業省の取組について、資料6に沿って説明。委員の主な質問、コメントは以下のとおり。

- 製品安全について、それぞれの省庁が個別に事故情報等を発信しているが、これを一括して行うことは考えられないか。
- 経済産業省は産業振興・育成を担い、幅広い産業を所管しているため、経済産業省と他省庁の間で縦割り行政の狭間に落ち込んでしまう事例が頻発しているのではないか。
- 特定商品取引法について、今回の改正案で、原則すべての商品・役務を対象にすることとされているが、こうした方向を進めていけば、訪問販売等の取引形態だけに法の対象を限定する必然性が無くなっていくのではないか。表示違反等も含めた横断的な権能を持った方が実効的な取締りができるのではないか。

以上

[文責：内閣官房消費者行政一元化準備室（速報のため事後修正の可能性あり）]